

「休眠預金活用による市民公益支援制度研究会（略称・市民公益研）」による市民公益活動支援制度の提案の紹介

「(仮) 休眠預金による市民公益活動支援法」 試案骨子

□目的

- 市民公益活動が市民社会の活力の維持及び強化並びに市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることから、(一般の) 金融機関における休眠預金を活用し、市民公益活動への支援を行うことにより、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する。

□定義

- ① 市民公益活動：市民が自由に社会貢献活動として行う非営利活動
- ② 市民公益団体：市民公益活動を行う団体（法人格の有無、種類は問わないが、規約等により非営利性を担保する）
- ③ 休眠預金：(一般の) 金融機関が受け入れた預金又は定期積金で、長期間（10年）異動のないもの

□国の責務

- 国は、市民公益活動の健全な発展を促進するため、市民公益団体との協働のもとに、必要な取組み等を行う。

□自治体の責務

- 自治体は、市民公益活動の健全な発展を促進するため、国や他の自治体、市民公益団体と協働のもとに、それぞれの役割分担を明確にし、必要な取組み等を行う。

□市民公益団体の役割

- 市民公益団体は、国、自治体等と協力し、目的を達成するため必要な活動に取組み等を行うよう努める。

□市民の役割

- 市民は、国、自治体の行う取組みに協力等に努め、市民公益団体への参加、取組みへの協力等に努める。

□特定休眠預金

- ① (一般の) 金融機関は、市民公益活動の健全な発展を促進するため、休眠預金を「(仮) 市民公益基金管理機構」に移さなければならない。なお、(一般の) 金融機関から「(仮) 市民公益基金管理機構」に移し管理する休眠預金は、「特定休眠預金」という。
- ② 「(仮) 市民公益基金管理機構」は、特定休眠預金に関する権利、義務等を承継し、適正に管理する。

□特定休眠預金の払戻し

- ① (一般の)金融機関は、特定休眠預金について、預金者から払戻しの請求があった場合、一定の手続き(本人確認等)を経て、その旨「(仮)市民公益活動機構(センター)」に通知しなければならない。
- ② 「(仮)市民公益基金管理機構」は、(一般の)金融機関から通知のあった特定休眠預金について、預金者に払戻すものとする。
- ③ 特定休眠預金の払戻しに関する事務経費については、「(仮)市民公益基金管理機構」が負担する。

□「(仮)市民公益基金管理機構」

●「(仮)市民公益基金管理機構」の目的

- 「(仮)市民公益基金管理機構」は、市民公益活動への支援を総合的かつ効率的に行うことにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

●設立

- この法律により設立される法人の名称は、「(仮)市民公益基金管理機構」とし、独立行政法人、もしくは信託業法にもとづく信託会社として、内閣総理大臣が設立する。

●資本金

- 「(仮)市民公益基金管理機構」の資本金は、特定休眠預金及び別の定めによる政府から出資があったものとする。
- 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、「(仮)市民公益基金管理機構」に追加して出資することができる。

●役員及び職員

- 「(仮)市民公益基金管理機構」に、役員として、理事長及び監事二人、理事〇人以内を置くこととし、内閣総理大臣が任免する。
- 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して「(仮)市民公益基金管理機構」の業務を掌理する。
- 理事長及び理事の任期は〇年とし、監事の任期は〇年とする。
- 「(仮)市民公益基金管理機構」には、必要な職員を置くことができる。

●業務等

- 目的を達成するため、次の業務を行う。
 - ① 「特定休眠預金」の管理、運営等
 - ② 市民公益団体への支援、助成、投資、融資、に係る業務等
 - ③ 「(仮)市民公益基金」の運営に係る業務等
 - ④ その他目的を達成するために必要な業務等
- *なお、業務の遂行にあたっては、「(仮)市民公益委員会」が定める各種事項に基づき行うも

のとする。

- 「(仮) 市民公益基金管理機構」は、上記の業務を行うため、「(仮) ○○地域(県) 市民公益基金管理機構」を設立することができる。

□ (仮) 市民公益基金

- 「(仮) 市民公益基金管理機構」は、業務等の②に必要な経費の財源をその運用によって得るために「(仮) 市民公益基金」を設ける。
- 「(仮) 市民公益基金」は、特定休眠預金及び政府以外の者から出えんされた金額をもってこれに充てるものとする。

□ 「(仮) 市民公益委員会」

- 内閣府に、「(仮) 市民公益委員会」を置く。
 - 「(仮) 市民公益委員会」は、「(仮) 市民公益基金」の運営を円滑にかつ適正に行うため、以下の事務をつかさどる。
 - ・「(仮) 市民公益団体支援計画」及び「市民公益団体支援方針(ガイドライン)」に関する事項
 - ・「(仮) 市民公益団体支援計画」に基づき市民公益団体への支援、助成、投資、融資に係る審査に関する事項
 - ・市民公益団体への支援、助成、投資、融資に係る審査、公開、評価等の規定に関する事項
 - ・その他、「(仮) 市民公益基金管理機構」及び「(仮) 市民公益基金」の運営に係る重要な事項
- *なお、「(仮) 市民公益基金」により支援等を受けたものは、その結果等の報告を行わなければならない。
- *本法にもとづき、内閣府設置法を改正する。

2011年1月 日

内閣総理大臣 菅 直人 殿

休眠預金を活用した「新しい公共」活動支援制度の創設に関する要望

だれでも、わずかの金額を残して使わなくなった預金口座を持っているはずですが。この休眠預金は、1人1人にとってはわずかな金額でも、全体を足しあげれば巨額なものとなります。すくなく見積もっても、休眠預金の総額は優に1兆円を超えると推定されます。現在、休眠預金は、10年が経過すると銀行などの利益に組み入れられてしまっています。しかし、これはもともと市民のお金です。

アイルランドやイギリスでは、この休眠預金を原資にして社会福祉や教育の分野その他で活動するNPO（チャリティ団体）などに給付しています（イギリスは準備中）。日本でも、これからNPOや市民活動団体を飛躍的に伸ばしていくことが課題となっており、それらの先進事例を参考に、休眠預金の活用を提案するものです。

民主党は、2010年の参議院選挙のマニフェストで「『新しい公共』は、これまで役所の仕事と思われていた『公共』を広く多くの国民が担う、新たな社会づくりの提案です」とうたい、「NPOなど公益的活動の支援」をすすめるとしています。民主党政権の重要なテーマである「新しい公共」の推進は、NPOなどの市民活動団体の役割を飛躍的に発展させることを抜きにしてありえません。

もともと市民のお金である休眠預金は、政府財政の不足を補う「埋蔵金」として使うべきではありません。預金者の権利をきちんと確保しつつ、休眠預金を基金として、さまざまな市民公益活動団体に融資をし、運用益を助成するようにして、NPOなどの市民活動団体の活動を発展させるために使うべきであると考えます。市民が主役の新しい公共に寄与するために、休眠預金を活用した「(仮称)市民公益基金」制度の創設について提案します。金融機関との合意を図りながら、速やかに実現されるよう強く要望いたします。

記

1. 「(仮称)市民公益基金」(以下「基金」)を設立すること。

金融機関に預け入れた預金などで、10年間取引のないもの(休眠預金等)を、基金に移すようにすること。この基金を活用し市民活動団体への助成、融資などを実施すること。

2. 基金運用の業務を行う「(仮称)市民公益基金管理機構」を設立すること。

この機構は基金の運営を行い、市民公益活動への総合的かつ効率的な支援に関する事務を行うとともに、預金者から払戻し請求があった場合に金融機関の協力を得て払出し事務を行う。

3. 基金の適正かつ円滑な運営のために「(仮称)市民公益委員会」を設置すること。

同委員会は、政府関係者、学識経験者、市民公益団体関係者などで構成し、支援方針、配分方針などを定める。

4. 政府はこの制度を円滑に推進するため、別に市民活動支援基本方針などを定めること。

以上

賛同人（五十音順・※は呼びかけ人）

浅岡美恵（気候ネットワーク代表）
飯田哲也（環境エネルギー政策研究所 所長）
伊藤久雄（社団法人東京自治研究センター研究員）※
大西隆（東京大学教授）
奥地圭子（NPO法人 東京シューレ理事長）
加藤好一（生活クラブ事業連合生活協同組合連合会会長）
加藤やすこ（VOC-電磁波対策研究会代表）
金子 博（一般社団法人J E A N代表理事）
小島あずさ（一般社団法人J E A N事務局長）
小林幸治（特定非営利活動法人市民がつくる政策調査会事務局長）
斎藤縣三（NPO 法人わっぱの会理事長）
佐々木貴子（NPO まちぽっと理事長）
澤口隆志（市民セクター政策機構理事長）
未安民生（特定非営利活動法人ヒューマンケアクラブ・ストライド理事長）
菅原敏夫（公益財団法人地方自治総合研究所研究員）
田中 充（法政大学教授）
辻山幸宣（公益財団法人地方自治総合研究所所長）※
坪井真理（東京コミュニティパワーバンク理事長）
唐笠一雄（パルスシステム生活協同組合連合会専務理事）※
中瀬剛丸（日本大学教授）
長谷憲明（特定非営利活動法人サポートハウス年輪理事）
西田 穰（都市プランナー、まちづくりに夢をつなぐ市民の会共同代表）
花輪伸一（NPO 法人ラムサール・ネットワーク日本共同代表）
林 和孝（財団法人地域生活研究所事務局長）※
堀越栄子（日本女子大学教授）
本間 恵（特定非営利活動法人 NPO・えん代表）
松原 明（特定非営利活動法人シーズ副代表理事）
三木由希子（特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事）
向田映子（女性・市民コミュニティバンク理事長）
山道省三（NPO 全国水環境交流会代表理事）
横田克己（一般社団法人生活サポート基金代表理事）
吉田由美子（生活クラブ生活協同組合理事長）

2011年1月20日現在

本件に関する問い合わせは下記事務局までお願いします。

事務局

財団法人 地域生活研究所 三浦一浩

FAX：03（3383）7840

MAIL：[miura\(a\)chiikiseikatsu.org](mailto:miura(a)chiikiseikatsu.org)